

掛川市条例第34号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85（特定管理職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	

再任 用職 員以 外の 職員	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
	68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
	69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
	70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
	71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
	72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
	73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
	74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
	75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
	76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
	77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
	78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
	79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
	80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
	81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
	82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
	83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
	84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
	85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
	86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	410,100	
	87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	410,400	
	88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	410,600	
	89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	410,800	
	90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	411,100	
	91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	411,400	
	92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	411,600	
	93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	411,800	
	94		294,400	342,200		392,900	412,100	
	95		294,800	342,700		393,200	412,400	
	96		295,200	343,100		393,400	412,600	
	97		295,400	343,200		393,600	412,800	
	98		295,700	343,700		393,900		
	99		296,100	344,100		394,200		
100		296,500	344,400		394,400			
101		296,700	344,700		394,600			
102		297,000	345,100		394,900			
103		297,400	345,500		395,200			
104		297,700	345,900		395,400			
105		297,900	346,400		395,600			
106		298,200	346,800					
107		298,600	347,200					
108		298,900	347,600					
109		299,100	348,100					

	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

(掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあ</p>	号給	給料月額		円	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあ</p>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	(略)	4	(略)	5	(略)	6	(略)	7	(略)
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>372,000</u>																																				
2	<u>420,000</u>																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>373,000</u>																																				
2	<u>421,000</u>																																				
3	(略)																																				
4	(略)																																				
5	(略)																																				
6	(略)																																				
7	(略)																																				

るのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

るのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例等の適用除外等）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受</p>

ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、市長が別に定める。